

奨学金

「CSC-山梨大学奨学金」申請要項

山梨大学では、中国国家留学基金管理委員会（CSC）が実施する「国家建設高水平大学公派研究生項目」に基づく「CSC-山梨大学奨学金」により、本学大学院博士課程で学位取得を目的とする中国人留学生、または特別交流学生として本学大学院博士課程で研究指導を受けることを希望する中国人留学生（年間8名を限度）に対して学費等の支援を実施しています。

I. 博士学位取得を目的とする者

1. 申請資格

中華人民共和国の国籍を有し、申請時点で CSC が定める申請資格要件を満たし、以下のいずれかに該当する者

※CSCへの申請資格は、<https://www.csc.edu.cn/>を確認してください。

- (1) 本学大学院博士課程への入学資格を有し、博士学位の取得を目的として入学しようとする者。
- (2) 申請時点で本学大学院博士課程への入学が決定している者。
- (3) 申請時点で本学大学院博士課程の1年次生として在籍している者。
- (4) 本奨学金と他の奨学金の併給は認められないため、本制度に採用後は他の奨学金制度を利用できないことを理解している者。

2. 申請方法

以下の申請書類を、指導希望教員を通して山梨大学グローバル推進課に提出してください。

- (1) 申請書（別紙様式）〔word〕〔pdf〕（研究業績リスト記載要領〔pdf〕を参照ください。）
- (2) 推薦書（任意様式）

※推薦者は、山梨大学における指導教員または指導希望教員としてください。

- (3) 在籍する大学又は出身大学の成績証明書

※修業年限5年以上の課程を修了（見込）の者は、学部の成績証明書を提出してください。

注意事項

- ・ 申請書類は、すべて日本語または英語で作成してください。
- ・ (3) の証明書が中国語の場合は、公印付きの日本語又は英語による翻訳を添付してください。
- ・ 申請書類は、すべてpdfで、指導教員から電子メール添付により2026年1月13日（火）～~~1月23日（金）~~2月6日（金）（※延長しました。）の期間にグローバル推進課（yu-study-abroad@ml.yamanashi.ac.jp）へ提出してください。

3. 支援内容

山梨大学では入学試験受験時の検定料、入学金及び博士課程の在学期間中（標準修業年限まで）の授業料を免除します。なお、授業料の免除期間は入学する博士課程の標準修業年限内になります。

※検定料については出願時に徴収しますが、本学に入学し CSC の選考に合格したことを確認した上で免除（支援金として同額を支給）します。

また、CSC からは中国と日本との間のエコノミークラスの国際往復航空運賃と中国政府が定めた生活費（医療保険を含む）が支給されます。

4. 選考および奨学生推薦者決定通知

- ① 申請書類をもとに山梨大学留学生専門委員会において推薦者を決定します。
- ② 申請者に選考結果を通知し、奨学生推薦書を送付します。
- ③ 奨学生推薦書を受領した申請者は、CSCへ奨学生の申請を行ってください。
- ④ CSCの審査に合格した場合、申請者は、CSCが発行する合格証明書の写し（中国語および英語）を山梨大学グローバル推進課に提出してください。

5. 申請からスケジュール

時 期	CSC	山梨大学
2026年1月13日～ 2月6日		奨学生申請受付
2026年2月下旬		推薦者決定
2026年3月中旬～3月下旬	奨学生申請受付	
2026年5月	選考	
2026年6月上旬～6月中旬	採用者発表	

6. 奨学生の受給資格の取り消し

以下のいずれかに該当する場合には、奨学生の受給資格（授業料等免除）を取り消します。

- (1) 本学が CSC 奨学生として CSC に推薦する者を決定した後に、CSC の審査の結果、不合格となつた場合
- (2) 学内規定に基づき、奨学生として不適切であると認定した場合

7. 注意事項

- (1) 提出された申請書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- (2) 提出された申請書類は返却しません。
- (3) 提出された申請書類の記載事項の変更は認められません。
- (4) 提出された申請書類に偽造・虚偽記載・その他の不正があった場合は、本制度に採用された後であっても採用を無効とします。

II. 博士学位の取得を目的としない者（特別研究学生）

所属する中国の大学または研究機関と山梨大学との交流協定に基づき、特別交流学生などとして本学大学院博士課程で研究指導を受ける場合は、次の手続となります。

1. 申請者の所属大学が、山梨大学と授業料等不徴収を定めた学生交流に関する覚書を締結している大学間交流協定校または部局間交流協定校であること。
2. 申請者の所属大学の交換留学担当部署に、学生交流協定に基づく交換留学の申請方法を確認し、推薦を受け、必要な手続を行ってください。受入内諾書は、必ず申請者の所属大学の交換留学担当部署を通じて本学交換留学担当部署に確認を行ってください。

【本件に関するお問い合わせ】

山梨大学教学支援部グローバル推進課

E-mail : yu-study-abroad@ml.yamanashi.ac.jp